

農山漁村地域整備計画 事前評価調書

計 画 の 概 要	計画の名称	第1期山梨県森林整備事業計画
	計画作成主体	山梨県
	対象市町村	県内全市町村(中巨摩郡昭和町を除く)
	計画期間	令和2年度～令和6年度(5年間)
	計画の目標	本県の花粉症有病率は全国的に高い水準にあり花粉発生源対策に対する県民のニーズは高い。また県内の花粉発生源となっているスギ・ヒノキ人工林は高齢化がすすみ、伐採可能な人工林が増加している。 このため、高齢級のスギ・ヒノキ人工林を伐採し、花粉の少ない苗木に植替える事により、県民ニーズに応えるとともに、健全な森林の造成をはかる。
	評価指標	花粉発生源であるスギ・ヒノキ人工林を伐採し、花粉の少ない苗木への植替えを、R6年度までの5年間で31ha実施
	対象事業 全体事業費	機能回復整備事業(花粉発生源植替え) 198,017 千円

項目	評価細目	評価	説明
目標の妥当性	1 関連する計画との整合性が図られているか	○	国のスギ花粉発生源対策推進方針と整合が図られている。
	2 地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	地域の課題である、花粉発生源の縮減に資する目標となっている。
整備計画の効果・効率性	1 整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	整備計画の目標として適当な定量的指標となっている。
	2 事後評価ができる適切な指標となっているか	○	事業完了時に確認できる指標となっている。
	3 構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	事業の実施により発現する効果が指標となっている。
整備計画の実現可能性	1 円滑な事業執行の環境が整っているか	○	事業実施に必要な予算、技術力、執行体制は、各実施主体において整っている。
	2 地元の機運が醸成されているか	○	地元関係者から同意および理解を得られている。

実施の妥当性	上記評価の結果から、本計画は妥当である。
--------	----------------------